

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第90号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年10月16日 02時25分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港 八戸港外港中央防波堤北灯台から真方位138° 1,800m付近 (概位 北緯40° 33.0′ 東経141° 32.9′)
事故等調査の経過	平成26年10月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七十一 ^{てんおう} 天王丸、320トン
船舶番号、船舶所有者等	131421、大濱漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に凹損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか8人が乗り組み、船長が手動操舵で操船を行い、船首約2.2m、船尾約4.3mの喫水により、八戸港の中央防波堤南端と第2中央防波堤北端で形成された港口に向けて約7ノットの対地速力で南西進していた。</p> <p>船長は、港口付近の予定針路線上に貨物船が錨泊していたので、左舵を取って第2中央防波堤に接近する南南西寄りの針路とし、レーダー、GPSプロッター及び目視で第2中央防波堤との距離を確認しながら、その北端付近を通過できると思って航行を続けたところ、船首に配置していた乗組員から危ないとの連絡を受け、右舵を取った。</p> <p>本船は、平成26年10月16日02時25分ごろ、第2中央防波堤北端付近の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗組員に負傷者がいないことを確認し、海上保安部に事故の通報を行い、海面下の損傷状況が把握できなかったため、僚船にえい航を依頼した。</p> <p>本船は、自力で離礁した後、僚船にえい航されて八戸市八戸漁港に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>本船は、まき網船団の運搬船で、北海道釧路市沖の漁場で操業を行っていたが、漁場を移動するため、基地となる八戸漁港に向かっており、漁獲物を積載していなかった。</p> <p>船長は、八戸港への入港経験が豊富であり、港内の状況を熟知して</p>

	<p>いたが、夜間の入港経験は少なかった。</p> <p>船長は、本事故時、入港作業に備えて本船の甲板上を作業灯で照らしており、また、八戸漁港には多くのまき網漁船の作業灯等の明かりがあり、船首方が見えにくいと感じていた。</p> <p>第2中央防波堤の北端には、標識灯が設置されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、八戸港の港口に向けて南西進中、船長が、前方に他船が錨泊していたので、針路を変更して第2中央防波堤に接近する針路で航行した際、甲板上の作業灯等で船首方が見えにくかったことから、同防波堤北端付近の消波ブロックに気付かず、同消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、八戸港の港口に向けて南西進中、船長が、前方に他船が錨泊していたので、針路を変更して第2中央防波堤に接近する針路で航行した際、甲板上の作業灯等で船首方が見えにくかったため、同防波堤北端付近の消波ブロックに気付かず、同消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防波堤の周囲には、夜間、視認が困難な障害物が存在することがあるので、できる限り防波堤との距離を隔てて航行すること。 ・見張りの妨げとなる灯火を使用しないこと。